

余裕期間を設定する営繕工事の実施要領

令和7年4月1日
総務部営繕課

(趣旨)

第1条 この要領は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図り、発注及び施工時期の平準化に寄与することを目的として、工事開始前に建設資材や技術者及び労働者の確保等の準備を行うための余裕期間を設ける建設工事の実施方法を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 余 裕 期 間：建設資材の調達や技術者及び労働者の確保等の準備を行うために実工期の前に設定する期間
- (2) 実 工 期：実際に工事を施工するために必要な期間
- (3) 全 体 工 期：余裕期間と実工期の合計期間
- (4) 発注者指定方式：発注者が工事の始期を指定する方式
- (5) フレックス方式：発注者があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が実工期の始期と終期を決定する方式

(対象工事)

第3条 対象工事は、宮崎県総務部営繕課が発注する工事の中から発注者が選定した工事とする。

(余裕期間の設定)

第4条 発注者は、前条により選定した工事について、6か月を超えない範囲で余裕期間を設定することができる。

(入札公告又は指名通知書、現場説明書への記載)

第5条 発注者は、入札公告又は指名通知書において余裕期間を設ける工事であることを明記するものとする。

2 発注者は、全体工期及び余裕期間について現場説明書に記載するものとする。

(配置予定技術者等)

第6条 主任技術者又は監理技術者は、開札日時点で配置することができる技術者(余裕期間内に手持ち工事が完成する見込みである場合を除く。)を申請するものとするが、余裕期間内の配置は不要とする。また、現場代理人は、余裕期間内の配置は不要とする。

2 発注者は、条件付一般競争入札実施要領(平成19年4月1日県土整備部技術企画課定め)第15(1)イ又は建設工事における指名競争入札実施要領(平成25年7月1日県土整備部技術企画課定め)第15条第1項(2)に規定する様式により、入札参加資格等の確認を行うものとする。

- 3 発注者は、前項で確認した配置予定技術者が適正に配置されるか実工期の始期の前日までに、次条第4項の規定により再度確認を行うものとする。
- 4 契約締結後の配置技術者の途中交代は、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第316号）二二（4）によるもののほか、別に定めるところによる。

（契約に係る取扱い）

第7条 契約書に記載する工期は全体工期とする。

- 2 宮崎県工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第3条第1項に基づく「工程表」については、余裕期間を記載して提出するものとする。
- 3 契約約款第4条に規定する契約保証の期間については、全体工期を満たすものとする。
- 4 契約約款第10条第1項に基づく「現場代理人等通知書」については、実工期が決定した後、実工期の始期の前日までに提出するものとする。
- 5 契約約款第34条第1項に規定する前払金については、実工期の始期以降でなければ請求できない。
- 6 工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、実工期とする。
- 7 その他関係書類に記載する工期について、契約工期と実工期の区別がない場合は、実工期の始期から終期までを記載する。

（実工期の設定）

- 第8条 発注者指定方式においては、実工期の始期は変更できないものとする。ただし、受発注者協議により、これによらないことができる。
- 2 フレックス方式においては、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定め、契約を締結するまでの間に工期通知書（別記様式－1）を作成し、発注者に通知する。

（フレックス方式の変更）

第9条 フレックス方式において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で工期の変更を希望する場合は、余裕期間及び実工期にかかわらず、工期変更通知書（別記様式－2）により発注者と変更協議の上、実工期を変更することができる。

なお、契約工期に変更が生じる場合は、宮崎県工事請負契約約款23条によるものとする。

（その他）

- 第10条 契約締結の日から実工期の始期の前日までの現場管理は、発注者において行うこととし、受注者は、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。
- 2 労務費や材料費等の単価適用年月日は、余裕期間を設定した場合であっても、予算執行同時の月単価を適用するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。